

「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて
の一部改正（案）」について

I. 背景

業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業（福祉タクシー）の営業区域については、原則として、都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域、沖縄は島しょ）単位としているところであるが、地域によっては福祉輸送サービスを提供するタクシー事業者がない、高齢者、身体障害者等の要介護者等のニーズに対応した車両が少ないなど、福祉輸送サービスが十分に提供されていない状況を生じている。

このため、営業区域に隣接する他の都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域をいう。）の一定の市町村であって、地方運輸局長が適当と認める場合には、当該地域においても福祉輸送サービスの提供が図られるよう、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて所要の改正を行う必要がある。

II. 概要

1. 営業区域

原則として、都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域、沖縄は島しょ）単位とする。

ただし、都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域をいう。以下同じ。）の境界に接する市町村（東京都特別区または政令指定都市にあつては区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあつては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接都道府県の隣接する市町村（東京都特別区又は政令指定都市にあつては区をいう。以下「隣接市町村」という。）であって、地方運輸局長が適当と認める場合（※）には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

（※）地方運輸局長が適当と認める場合とは、次のいずれにも該当するものであることとする。

- ① 隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者等から、申請者に対し、隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送（既存の営業区域が発地又は着地となる場合を除く。）について、文書による要請があること。
- ② 申請者が事業許可取得後3年以上経過していること。

2. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限

隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可に当たっては、以下の条件及び期限を付すものとする。

- ① 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る。
- ② 期限は認可後2年間とする。

3. 運賃及び料金の適用

隣接市町村における運賃・料金は、隣接市町村の区域に係る輸送を引受ける営業所の所在する地域において適用されている運賃・料金を適用するものとし、隣接市町村に係る運賃・料金の設定認可申請を行わせるものとする。

4. その他所要の改正を行うこととする。